

## 第3章 景観形成の方針

### 1. 基本理念と目標

#### (1) 基本理念

### みんなで守り、育み、未来へつなぐ 「ニライの都市」の景観

先人達にとって「ニライ」とは、海の彼方の理想郷であり、人々のこころのふるさとでした。

本町では、「ニライ」を海の彼方の理想郷としてとどめておくだけでなく、現実のまちとして創造し、実現することを目指し、「自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会である『ニライの都市』」を基本理念としてまちづくりを推進しています。この基本理念は、町のまちづくりを進めていく上で、今後も変わることのない町が追い求めるべき姿と考えます。

理想郷『ニライの都市』の実現には、美しいまちの景観が不可欠です。

先人達から脈々と受け継がれてきた自然や歴史・文化を基層に、近現代の社会経済の動き、そして日々の生活のなかでつくりあげられてきた北谷らしい景観の保全と育成、そしてより良い形での後世への継承を目指すことで実現する理想郷。

そのためには、町民、事業者、行政それぞれが主体的に、そして協力しながら景観づくりに取り組む地域社会をつくりあげていくことが大切です。

こうしたことから、本計画においても、『ニライの都市』の創造、実現に向けて、みんなが力をあわせて景観づくりに取り組むことを基本理念とします。

#### ◆北谷町民憲章（昭和58年4月1日告示第10号）

古えの人々が夢見た海の彼方の理想郷—ニライ・カナイ。古えの人のこのロマンを、わたくしたちは現代の北谷町に花開かせ、「ニライの都市・北谷」としてこれからのまちづくりに励んでいきましょう。

わたくしたちは、国際性豊かな北谷町民として自覚と誇りを持ち、次のことを町民憲章に定め、実践していきます。

- 1 わたくしたちは、自然を愛し、健康で心のふれあうまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、仕事に励み、活気に満ちたまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、お互いに尊重し、民主的で平和なまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、視野を広め、個性豊かなまちをつくります。

## (2) 景観づくりの目標

基本理念を踏まえ、本町の景観づくりの目標を以下のように設定します。

### 目標1. 自然の豊かさ、美しさを感じるまち

町内にまともに残る斜面地の緑や河川、海など、町の骨格・基盤を形づくる貴重な自然環境を守り、育むとともに、日々の暮らしのなかで感じる身近な自然をふやし、質を高めていくことで、人々が自然を感じ、自然とともに暮らす、“自然の豊かさ、美しさを感じるまち”を目指します。

### 目標2. 誇りと愛着を育む、歴史・文化の薫るまち

町を代表する歴史・文化資源である伊礼原遺跡や北谷グスクをはじめ、身近な地域のなかで大切に守られ、培われてきた文化財や伝統行事・祭事などの価値を町民一人ひとりが認識し、ともに守り、継承していくことで、町に誇りと愛着を持つことのできる、“誇りと愛着を育む、歴史・文化の薫るまち”を目指します。

### 目標3. みんなが快適で、こころ豊かに暮らすまち

緑があふれ落ち着きのある住宅地、人々が憩い、安らぎを感じる公園や広場など、身近な地域での美しく潤いのある景観を守り、つくりあげていくことで、町に暮らす誰もが快適に、そして精神的な豊かさを感じながら住み続けることのできる、“みんなが快適で、こころ豊かに暮らすまち”を目指します。

### 目標4. 魅力あふれ、活気みなぎるまち

誰もが「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じる景観づくりを進めるとともに、県内有数の広域商業・レクリエーション空間などの資源を活かし、町を訪れる人々を魅了する個性的で美しい景観を守り、より高めていくことで、多くの人が訪れ、将来に向けて発展し続ける、“魅力あふれ、活気みなぎるまち”を目指します。

### 目標5. 美しい景観をともに守り、育むまち

町に関わる全ての人々が景観づくりに対する意識を高く持ち、主体的に、また互いに連携・協働して景観づくりに取り組む、“美しい景観をともに守り、育むまち”を目指します。

## 2. 景観計画の区域

本町においては、多彩な景観資源や景観に関する課題が町全域に分布していることから、特定の限定的な地域・地区だけでなく、広く面的に、かつ総合的な景観形成を進めていくことが重要です。

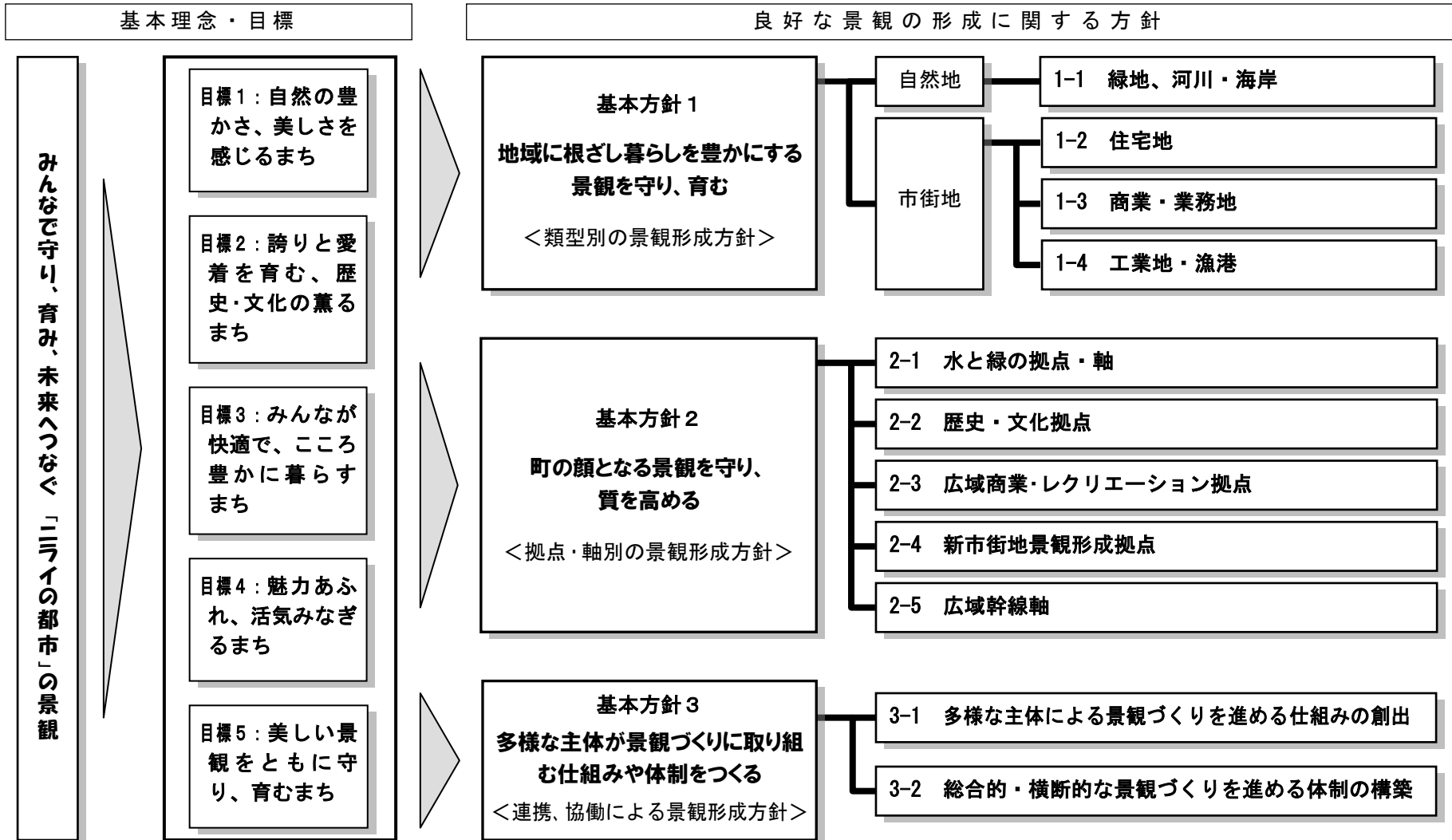
このため、景観計画の区域を **北谷町全域** とします。

### ■ 景観計画の区域



### 3. 良好な景観の形成に関する方針

基本理念・目標の実現に向けて、景観計画区域に係る良好な景観形成に関する方針を定めます。



## 基本方針1. 地域に根ざし暮らしを豊かにする景観を守り、育む <類型別の景観形成方針>

景観計画区域を土地利用規制の状況や景観特性等に応じて区分（類型区分）し、それぞれの区分ごとに基本となる景観形成の方針を定めます。

### ■ 区域の区分（類型区分）

区分	範囲等
1-1 緑地、河川・海岸	○斜面地や河川沿いなどにひろがる緑地（樹林地、農地）、河川・海岸等の自然地。
1-2 住宅地	○主に住居系の用途地域が指定されている市街地。
1-3 商業・業務地	○商業系の用途地域が指定されている市街地。 ○住居系の用途地域が指定されている市街地のうち、幹線道路の沿道等で主に業務的な土地利用がなされている市街地。
1-4 工業地・漁港	○工業系の用途地域が指定されている市街地、漁港。

#### 1-1 緑地、河川・海岸

- ◇新川流域や白比川沿いの緑地、キャンプ桑江東側斜面地の緑地など、町内に残る貴重な緑地を保全、育成します。
- ◇このため、これらの緑地での建築行為や開発行為等は可能な限り避けるとともに、行う場合には、緑の景観を阻害しないよう、配置や規模、形態意匠を工夫することとします。
- ◇海や河川の水質改善に努めるとともに、これらの水辺空間においては、安全性に配慮しつつ、親水性の向上、周辺の緑化推進等による水辺景観の向上を図ります。
- ◇海岸周辺での建築行為等にあたっては、海への眺望景観の確保に配慮し、配置や規模、形態意匠を工夫することとします。
- ◇町民等との連携のもと、海岸部の清掃・美化、適切な維持管理を行います。



北玉区の斜面緑地



白比川



海岸整備（北前海岸）

#### 1-2 住宅地

- ◇美しく快適な住宅地景観の形成・維持に向けて、地域の特性や住民意向等を踏まえつつ、建築物等の規模や形態等の規制・誘導、敷地内の緑化促進を図ります。
- ◇とりわけ、一定規模以上の建築物等を建設する際には、周辺の建築物の規模との調和や主な視点場からの眺望の確保に配慮したものとします。
- ◇地域の誇りや愛着と結びついた拝所や湧水、名木・古木等の保全、育成と適切な維持管理に努めます。

- ◇身近な公園の整備や適切な維持管理、道路の緑化推進等による潤いのある住宅地景観の形成を図ります。
- ◇地域内に立地する公共公益施設は、周辺景観と調和したデザインや積極的な敷地内緑化など、質の高い整備に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。
- ◇東部地域等の基盤が整っていない住宅地では、変化に富む地形や地域内に残された緑、ヒューマンスケールの生活道路などが織りなす特徴的で親密感のある景観の良さを活かし、地域住民との連携のもとで生活環境の改善とともに、地区レベルでの景観づくりのルール化を図ります。
- ◇桃原公園や謝苺公園等の眺望点の適切な維持管理を図ります。
- ◇地域住民等との連携のもとで、日常的な清掃・美化活動を促進するとともに、地域内の公有地の維持管理等を検討します。



緑豊かな住宅地（美浜ハイツII）



謝苺公園



東部地域の住宅地

### 1-3 商業・業務地

- ◇アメリカンビレッジを中心とした広域的な商業地や国道・県道沿道の国際性のある特徴的な商業・業務地、その他の住宅地内を通る主要な道路沿いなどに形成された身近な商業地など、それぞれの地域の特性に応じたうるおいと活気のある商業・業務地景観の形成を図ります。
- ◇このため、事業者や地域住民との連携のもとで、建築物等の規模や形態等の規制・誘導、敷地内の緑化促進等を図ります。



国道58号沿道の商業・業務地

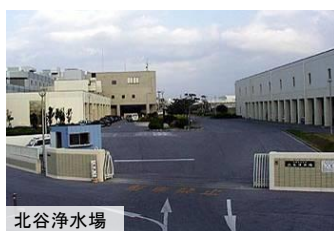


県道沖縄北谷線沿道の商業・業務地



### 1-4 工業地・漁港

- ◇事業者・管理者等との連携、協力のもとで、建築物・工作物や敷地内の修景、緑化を行うことにより、周辺景観と調和したうるおいある良好な景観の形成を図ります。

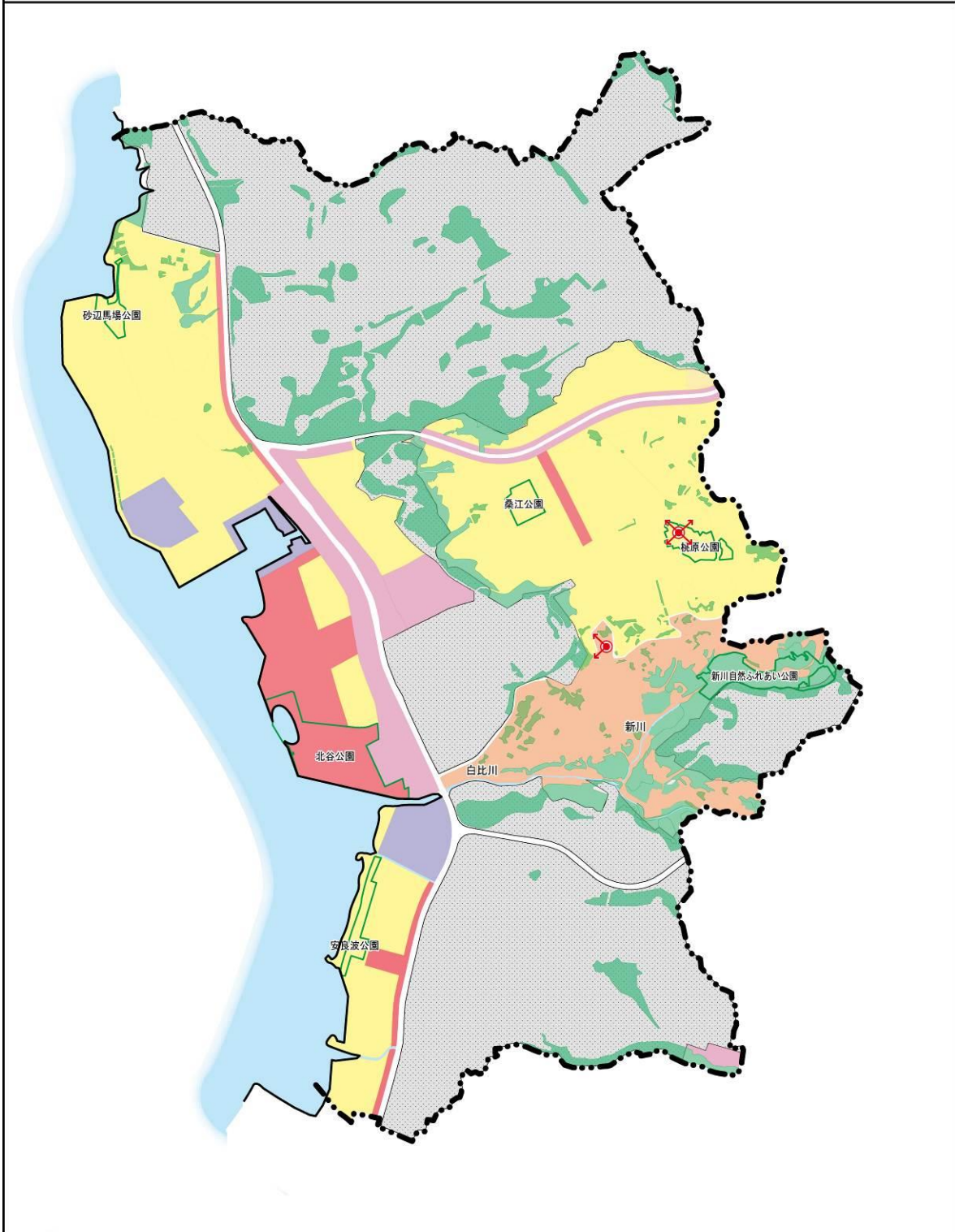


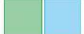


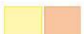




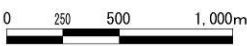

北谷浄水場



浜川漁港

■ 類型別の景観形成方針図



	1-1 緑地、河川・海岸		1-4 工業地・漁港		軍用地
	1-2 住宅地		主な都市公園等		町界
	1-3 商業・業務地		優れた眺望点	 	

**基本方針2. 町の顔となる景観を守り、質を高める** <拠点・軸別の景観形成方針>

類型区分毎の景観形成の方針を基本としながら、本町の顔となる重要な景観資源・要素を拠点・軸として位置づけて、景観形成の方針を定めます。

■ 拠点・軸の設定

拠点・軸	範囲等
2-1 水と緑の拠点・軸	○新川自然ふれあい公園及びその周辺地域、新川・白比川。
2-2 歴史・文化拠点	○伊礼原遺跡周辺及び北谷城跡周辺。
2-3 広域商業・レクリエーション拠点	○アメリカンビレッジ地区周辺を中心とした西海岸一帯の地域（宮城海岸、安良波公園等）。
2-4 新市街地景観形成拠点	○桑江伊平土地区画整理事業区域、フィッシャリーナ地区、キャンプ桑江南側地区。
2-5 広域幹線軸	○国道58号、県道沖縄北谷線、県道24号線、県道24号線バイパス、県道130号線。

2-1 水と緑の拠点・軸

◇新川自然ふれあい公園とその周辺地域、白比川沿いの一体を水と緑の拠点・軸として位置づけ、新川自然ふれあい公園や白比川の整備等により、町民等が自然に親しみ、自然環境を学ぶことのできる地域を形成します。



2-2 歴史・文化拠点

- ◇伊礼原遺跡や北谷城遺跡群などの町を代表する文化財の調査、保全・整備を進めます。
- ◇現在、軍用地内に存する遺跡・拝所等については、関係機関連携のもと、適切な保存・継承を図ります。



伊礼原遺跡整備イメージ



北谷城遺跡群



### 2-3 広域商業・レクリエーション拠点

- ◇西海岸一帯のアメリカンビレッジを中心とした広域的な商業・レクリエーションゾーンにおいては、植栽・緑化施設の充実やサイン整備の推進、良好な景観の形成に配慮した建築物や看板・広告物の誘導等により、更なる魅力の向上と活気のある地域づくりを図ります。
- ◇また、宮城海岸からアラハビーチにかけての海岸部では、マリンスポーツ・レジャーが盛んな中南部都市圏を代表する水辺空間としての更なる魅力向上を図るため、海岸部一帯の緑化の充実、適切な維持管理を進めます。



アメリカンビレッジ



北谷公園



アラハビーチ

### 2-4 新市街地景観形成拠点

- ◇桑江伊平土地区画整理事業区域やフィッシャリーナ地区等の新たに形成される市街地は、本町の景観づくりを先導する拠点として位置づけ、積極的な景観形成の取り組みを進めます。
- ◇桑江伊平土地区画整理事業区域では、商業・業務機能を併せ持つ、うるおいある良好な住宅地景観の形成に向けて、地区計画制度による建築物等の規制・誘導を進めるとともに、必要に応じて更なる景観形成のルールづくりを検討します。
- ◇フィッシャリーナ地区では、広域商業・レクリエーション拠点の魅力向上に資する新たな拠点として、地区計画制度による建築物等の規制・誘導を進めるとともに、更なる魅力的な景観の創造に向けた景観形成のルールづくりを検討します。
- ◇キャンプ桑江南側地区では返還の動向をみつつ、地権者等との連携・協働のもとで、跡地利用計画づくりと併せた良好な景観形成のルールづくりを図ります。



フィッシャリーナ イメージパース



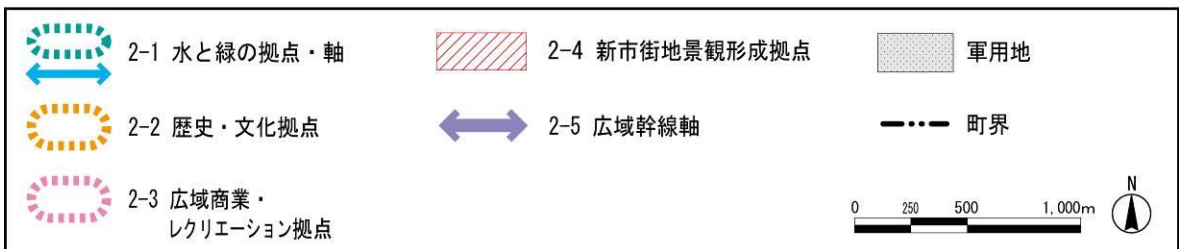
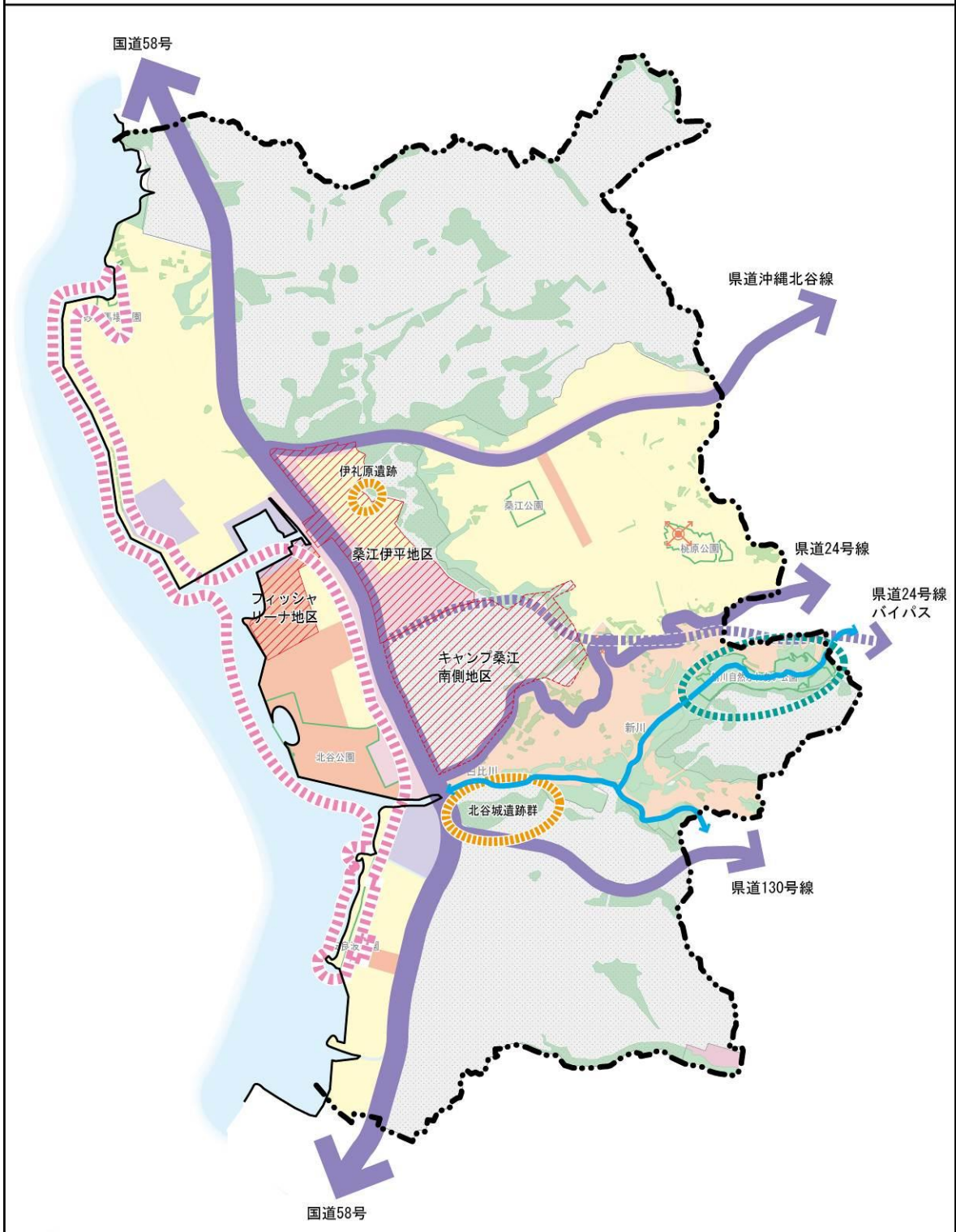
桑江伊平地区 イメージパース

## 2-5 広域幹線軸

- ◇近隣都市間をつなぎ、本町の道路網の骨格を形成する国道 58 号、県道沖繩北谷線、県道 24 号線・24 号線バイパス、県道 130 号線を広域幹線軸と位置づけ、関係機関等との連携のもとで、より質の高い道路景観の形成・維持を図ります。
- ◇国道 58 号沿道の国際性のある特徴的な景観など、路線ごとの特性を踏まえた道路・道路施設（舗装、照明灯、ガードレール等）の質の高い整備・修景を図ります。
- ◇街路樹の保全及び適切な維持管理による快適な道路空間と良好な道路景観の形成・保全を図ります。



■ 拠点・軸別の景観形成方針図



**基本方針3. 多様な主体が景観づくりに取り組む仕組みや体制をつくる**

＜連携、協働による景観形成方針＞

**3-1 多様な主体による景観づくりを進める仕組みの創出**

◇良好な景観形成に関する各種情報の提供、普及・啓発を行い、町民・事業者等の意識の醸成を図ります。

◇専門家の派遣や表彰制度、助成制度の創設などを検討し、町民等の主体的・継続的な景観形成の取り組みを支援します。

**3-2 総合的・横断的な景観づくりを進める体制の構築**

◇町民、事業者、行政等の各主体間で必要に応じ調整・協議等を行う仕組み、場をつくります。

◇町民や事業者、庁内関係部局、国や沖縄県、関係機関等との十分な連携、協働のもとで、総合的・横断的な景観づくりに取り組む体制を構築します。



景観法の概要パンフレット／沖縄県景観形成ガイドライン



北谷町景観づくりワークショップの風景



謝苺区まちづくりに関する意見交換会の風景